

1%支援制度フォーラム関連企画!10月8日(土)同日開催! ~1%支援制度をきっかけに市民を巻き込むために~

「1%支援制度フォーラム」開催日の午後には、フォーラムのパネリストの二員である愛知県一宮市の職員と市民活動団体の両者を講師に迎え、実際の取り組みを紹介し、参加者同士の意見交換も交えて、この制度の目指すものについて考えていきます。

1%支援制度や市民参加について、みんなで考えてみましょう。

- 講師 / 138 NPO 一宮の市民活動育ちあいネット / 事務局長 星野博さん
- ・一宮市企画部地域ふれあい課 川合信嘉さん
- 日時 / 10月8日(土) 13時30分~15時30分(予定)
- 場所 / アバンセ 4階 第1研修室
- 定員 / 30人(申込受付先着順)
- 参加方法 / 資料準備のため、参加者の氏名を電子メール、電話、ファクスなどで10月5日(水)までに連絡ください。(当日参加も一部可能です)

- ◎同日開催「1%支援制度フォーラム」
- 日時 / 10月8日(土) 9時30分~11時30分
- 場所 / アバンセ 1階 ホール
- 内容 / 類似制度導入自治体によるパネルディスカッション
(各自治体の制度の特徴等の比較検討、成果や課題、今後の展望など)
- パネリスト(自治体) / 市川市(千葉県)、一宮市(愛知県)、大分市、など
- 定員 / 300人(申込受付先着順)

◎申し込み・問い合わせ
市民活動推進課 市民活動推進係
☎40-7078 FAX 40-2050
✉katsudo@city.saga.lg.jp

◎特定健診のお得なお知らせ◎

特定健診を受診して お得な特典を受けよう!

佐賀市国民健康保険の特定健診を受診した人を対象に、飲食店や薬局など特定健診PR応援企業で割引等特典が受けられるサービスをはじめました。

- 対象者 / 佐賀市国民健康保険の加入者(40歳~74歳)で、平成23年4月以降に特定健診を受診した人
- 特定健診PR応援企業 / 市ホームページに応援企業一覧を掲載
- ・9月初旬に、特定健診対象世帯へ応援企業一覧を送付
- サービス期限 / 平成24年3月31日(土)
- サービスの受け方 / 特定健診の受診「スミシール」が貼られている保険証を特定健診PR応援企業に提示ください。



特定健診イベント 川副ラポール

ショッピングセンターで特定健診が受診できるイベントです。
受診した人には、特定健診PR応援企業から素敵なプレゼントを用意しています。

- 日時 / 9月22日(木) 9時~12時(予約不要)
- 場所 / 川副ショッピングセンター
ラポール 2階特設会場
- 特定健診などについて
- 対象者 / 佐賀市に住民票のある40歳以上で、平成23年4月以降に特定健診等を受診していない人(一部対象とならない人もいます)
- 持参するものおよび費用 / 佐賀市国民健康保険の加入者は、保険証を持参ください。費用は特定健診1,000円です。(ただし、昭和46年4月1日から昭和47年3月31日生まれは無料)

佐賀市国民健康保険以外の加入者は、持参するもの、費用、受診券の有効期限が異なりますので、くわしくは特定健診受診券等を確認ください。

- その他受診できる検査 / 前立腺がん検診(50~79歳) 500円
肝疾患検診(30~39歳) 700円
後期高齢者健診(75歳以上) 無料

◎問い合わせ
本庁 保険年金課 保険企画係
☎40-7270 FAX 40-7390

売却方法	物件番号	物件名称 所在地	地目	登記面積	持分	参考価格(※)
一般競争入札	①	三瀬村岸高市有地 佐賀市三瀬村三瀬岸高2687番1	雑種地	1222㎡	全部	6,600,000円

※参考価格は、当該物件の価格の目安を示したものです。入札の際の参考にしてください。

市有地を 売却します

【一般競争入札】

あらかじめ決めた予定価格以上で最高の価格をもって入札した人に売却する方法です。

■入札参加方法

事前に入札参加申込書の提出が必要です。申込書、説明書などの配布および入札参加申込書の受け付けは、次の期間、場所で行います。

■受付期間

9月15日(木)~29日(木)
(土、日、祝日を除く)8時30分~17時15分

■受付場所

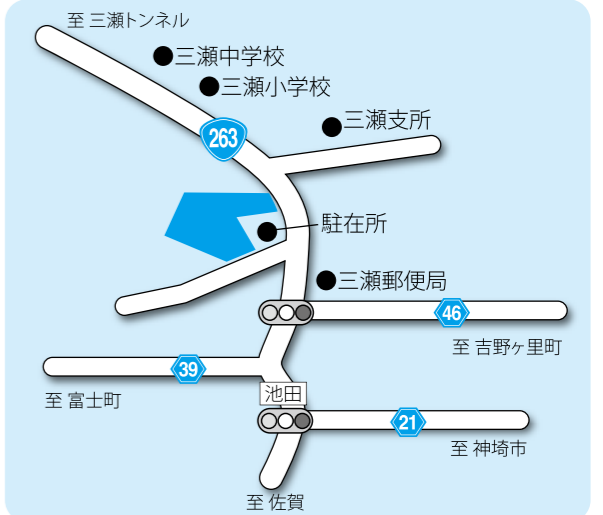
三瀬支所総務課庶務係または本庁管財課管財係(7階)

■入札の日時・場所

日時 10月21日(金)10時~
場所 三瀬支所第1会議室

■入札保証金

入札参加者が見積もる金額の5%以上の金額を10月20日(木)までに納入ください。
※くわしくは、問い合わせください。



◎申し込み・問い合わせ
本庁 管財課 管財係
☎40-7045 FAX 26-5663
三瀬支所 総務課 庶務係
☎56-2111 FAX 56-2912

東日本大震災で被災された人の受診について



東日本大震災に被災された人が医療機関等を受診する場合、6月30日までは、保険証がなくても、医療機関等の窓口で住所・氏名などを申し立てれば、一部負担金を支払うのみで保険診療が受けられましたが、7月1日以降は、窓口で保険証の提示が必要となりました。

保険証を被災時になくしたり、被災地に置き忘れたりした人は、急ぎ加入健康保険の窓口にて再発行の手続きを行ってください。

また、大震災により居宅の全半壊・全半焼、主たる生計維持者の死亡・負傷等の被害を受けた人や、原発事故により避難を余儀なくされている人については、受診時の一部負担金が免除されたり、既に支払った一部負担金が還付されたりする場合があります。

◎問い合わせ
本庁 保険年金課 給付係
☎40-7271 FAX 40-7390
本庁 保険年金課 後期高齢者医療係
☎40-7274 FAX 40-7390